

此花区役所附設会館（此花区民ホール）利用料金減免規程

制 定 令和3年4月1日

（趣旨）

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、此花区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

（減免基準）

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるもののため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。
- (2) 区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。
- 2 別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるものため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。
- 3 第1項の別表1及び第2項の別表2における「その他区長が必要と認める団体」として減免の対象とすることがどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

（減免手続）

第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適当と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とすることがどうかを決定する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別表 1)

No.	使用料免除団体等	使用目的
1	各地域活動協議会	公益的で市政に寄与する 行事又は集会等
2	一般財団法人 大阪市コミュニティ協 会此花区支部協議会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
3	此花区地域振興会・赤十字奉仕団	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
4	社会福祉法人 此花区社会福祉協議会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
5	此花区民生委員児童委員協議会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
6	此花地区保護司会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
7	此花区更生保護女性会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
8	此花区母と子の共励会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
9	此花区青少年指導員連絡協議会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
10	此花区青少年福祉委員連絡協議会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
11	此花区PTA協議会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等
12	此花区老人クラブ連合会	区単位の公益的で市政に寄 与する行事又は集会等

13	此花区子供会育成連合協議会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
14	此花区青年団体連合会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
15	此花区視聴覚教育協議会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
16	此花区体育厚生協会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
17	大阪市スポーツ推進委員此花区協議会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
18	此花区商店会連盟	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
19	此花クラブ	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
20	此花区身体障害者連合会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
21	此花区緑化リーダー連絡協議会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
22	交通事故をなくす運動此花区推進本部 運営委員会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
23	此花防犯協会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
24	此花防火協力会	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
25	此花区健康づくり推進協議会（この花 なでしこ会）	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等

26	此花区食生活改善推進員協議会（この花友の会）	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等
27	その他区長が必要と認める団体	区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等

(別表 2)

No.	使用料減額団体等	使用目的
1	別表 1 の免除団体	地区単位の行事又は集会等で本市が協力する必要がある場合
2	その他区長が必要と認める団体	地区単位の行事又は集会等で本市が協力する必要がある場合